

「4. 入院医療に係る人員・設備等」入力要領

厚生労働省通知（R5. 5. 26 付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の指標例に則り調査を行うものです。

（1）貴院内の人工呼吸器の台数（総台数）

「一般的名称が汎用人工呼吸器又は成人用人工呼吸器であるもののうち、重症肺炎患者に使用可能なもので、気管挿管に対応可能なもの」の院内の台数（リース等を含む）をご回答ください。

（2）貴院内の人工呼吸器の台数（調査時点で使用可能な台数）

（1）で回答いただいた台数のうち、調査（R6. 12. 15）時点で、使用中やメンテナンス中でないため、すぐに重症者用病床で使用可能な台数（リース等を含む）をご回答ください。

（3）貴院内の ECMO の台数

体外式膜型人工肺（ECMO）の院内の台数（リース等を含む）をご回答ください。

（4）貴院内の、3年以上集中治療の経験を有する医師の数

3年以上集中治療（特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、救命救急入院料等を算定する病棟での勤務等）の経験を有する医師の数を記入してください。

なお非常勤の場合の常勤換算の算定式は以下の通りです。

：非常勤労働者の1か月の実労働時間÷当該医療機関の常勤職員の所定労働時間
（小数点が生じた場合は小数点以下四捨五入）

（5）貴院内の、3年以上集中治療の経験を有する看護師の数

3年以上集中治療（特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、救命救急入院料等を算定する病棟での勤務等）の経験を有する看護師（准看護師は含まない）の数を記入してください。

非常勤の場合の常勤換算の算定式は以下の通りです。

：非常勤労働者の1か月の実労働時間÷当該医療機関の常勤職員の所定労働時間
（小数点が生じた場合は小数点以下四捨五入）

（6）貴院内の、3年以上集中治療の経験を有する臨床工学技士の数

3年以上集中治療（特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、救命救急入院料等を算定する病棟での勤務等）の経験を有する臨床工学技士の数を記入してください。

非常勤の場合の常勤換算の算定式は以下の通りです。

：非常勤労働者の1か月の実労働時間÷当該医療機関の常勤職員の所定労働時間
（小数点が生じた場合は小数点以下四捨五入）